

国立大学法人岡山大学職員俸給の調整額支給内規

〔平成28年11月29日〕
学 長 裁 定

国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年4月1日岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）第3条に定める俸給の調整額の支給については、別に定める場合を除き、この内規に定めるところによる。

給与規則第3条第2項に別に定める調整基本額は、俸給表及び職務の級に応じて、次表に定める額とする。

イ 一般職員俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,600円 ただし、1号俸6,372円、2号俸6,421円、 3号俸6,475円、4号俸6,525円、5号俸6,574円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円
10 級	15,900円

ロ 一般職員俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,000円 ただし、1号俸5,755円、2号俸5,796円、 3号俸5,841円、4号俸5,881円、5号俸5,926円、 6号俸5,971円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

ハ 教育職員俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円 ただし、1号俸7,596円、2号俸7,690円、 3号俸7,780円、4号俸7,870円、5号俸7,960円、 6号俸8,073円、7号俸8,185円、8号俸8,298円、 9号俸8,410円、10号俸8,536円、11号俸8,658円、 12号俸8,779円、13号俸8,901円、14号俸8,986円
2 級	10,500円

	ただし、1号俸9,526円、2号俸9,630円、 3号俸9,729円、4号俸9,828円、5号俸9,922円、 6号俸10,021円、7号俸10,120円、8号俸10,215円、 9号俸10,318円、10号俸10,426円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円

ニ 教育職員俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円 ただし、1号俸6,984円、2号俸7,051円、 3号俸7,119円、4号俸7,186円、5号俸7,263円、 6号俸7,348円、7号俸7,429円、8号俸7,510円、 9号俸7,591円、10号俸7,686円、11号俸7,776円、 12号俸7,866円、13号俸7,956円、14号俸8,055円、 15号俸8,154円、16号俸8,253円、17号俸8,356円、 18号俸8,473円、19号俸8,586円、20号俸8,698円、 21号俸8,811円、22号俸8,887円、23号俸8,964円
2 級	11,100円 ただし、1号俸8,977円、2号俸9,054円、 3号俸9,130円、4号俸9,207円、5号俸9,288円、 6号俸9,364円、7号俸9,441円、8号俸9,513円、 9号俸9,594円、10号俸9,679円、11号俸9,765円、 12号俸9,850円、13号俸9,927円、14号俸10,017円、 15号俸10,107円、16号俸10,197円、17号俸10,282円、 18号俸10,404円、19号俸10,525円、20号俸10,647円、 21号俸10,764円、22号俸10,890円、23号俸11,007円
特2級	11,500円
3 級	11,900円
4 級	13,100円

ホ 医療職員俸給表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円
8 級	13,800円

へ 看護職員俸給表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円 ただし、1号俸7,204円、2号俸7,267円、 3号俸7,335円、4号俸7,398円、5号俸7,465円、 6号俸7,533円、7号俸7,600円、8号俸7,668円、 9号俸7,726円、10号俸7,803円、11号俸7,875円、 12号俸7,947円、13号俸8,014円
2 級	9,400円

	ただし、1号俸8,442円、2号俸8,536円、 3号俸8,631円、4号俸8,721円、5号俸8,815円、 6号俸8,919円、7号俸9,022円、8号俸9,126円、 9号俸9,234円、10号俸9,297円、11号俸9,360円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,500円

附 則

この内規は、平成28年12月1日から施行する。ただし、この内規の施行の日に在職する職員については、この内規の規定を平成28年4月1日から適用する。